

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）の施行による。

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
各月初日の保育を受ける子 どもの属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）	各月初日の保育を受ける子 どもの属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）
.....略.....略.....略.....略.....
備考		備考	
1 この表における均等割とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に掲げる均等割をいい、所得割とは同項第2号に掲げる所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、 <u>附則第5条の4の2第5項</u> 、附則第5条の5第2項、 <u>附則第7条の2第4項及び第5項</u> 、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。）をいう。		1 この表における均等割とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に掲げる均等割をいい、所得割とは同項第2号に掲げる所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、 <u>附則第5条の4の2第6項</u> 、附則第5条の5第2項及び <u>附則第45条</u> の規定は適用しないものとする。）をいう。	
2～6略.....	2～6略.....

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表備考第1項の規定（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第7条の2第4項及び第5項並びに附則第7条の3第2項に係る部分に限る。）は、平成28年4月1日から適用する。